

東京都知事 石原慎太郎 様

2010年度の学童保育予算編成に関する要望書

2009年9月8日
三多摩学童保育連絡協議会
会長 林 正弘

常日頃、学童保育の向上のためにご尽力いただき感謝しています。

長らく経済不況、格差や貧困といった多くの社会不安が都民の生活を覆い、働きながら子育てをする私たちは非常に危機感を抱いております。不安定な雇用状況に加え、子どもを預けて働こうとしても子どもを待機せざるを得ない状況は、「希望」を失ってしまう親を多く生み出していると思われるからです。

現在、国では社会保障審議会少子化対策特別部会で放課後の子どもの対策を審議し、また、「新待機児童ゼロ作戦」「安心こども基金」を都も推進していますが、各市町村の施策となかなかなじまず、現場での混乱が多く見受けられます。

ぜひ、現状をご理解いただき、都民が「希望」を抱いて子育てできる東京都行政を強く期待する次第です。

さて、三多摩学童保育連絡協議会が毎年5月に多摩地域の各市町に対して行っている調査では、多摩地域全体の今年の入所児童数は昨年より800名以上増え、570箇所の学童保育所に3万1千名を越える児童が通っています。1学童保育所あたりの平均児童数は、今年の調査では54.6名と昨年より5.4ポイント緩和されましたが、未だ高い数値です。2011年度より国の補助金が廃止になる71名以上の大規模学童保育所が殆どの自治体にあり、その総数は114箇所、待機児童は6年連続で1000名を超えています。待機児童と大規模学童保育所を解消するため、学童保育所を大幅に新設・増設することが急務となっています。

言うまでもなく学童保育では、子どもたちが安全に安心して継続した毎日の生活ができること、ハンディキャップのある子どもを含めた異年齢の子どもたちが仲間と共に育ちあえること、そのことを通じて保護者が安心して子育てしながら働き続けられること、これらが満たされていなければなりません。そのためにも、学童保育事業の継続性と安定性の確保は不可欠であり、子どもたちの毎日の生活の要である指導員の身分保障、および専門性の追求が不可欠です。

1999年4月の東京都の学童クラブ運営費補助制度改定も功を奏し、ハンディキャップのある子どもの受け入れは拡大しています。しかし施設整備も、加配する臨時職員の研修も不十分なままハンディキャップのある子どもを受け入れている自治体も少なくなく、集団の中で仲間と共に成長しあえる関係を保障できているとは言えない状況があります。2005年4月に施行された発達障害者支援法第9条では、「市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。」とされていますが、このような状況の中でそれが可能なのかを懸念する声もあります。

また、1999年の運営費補助制度改定では指導員の身分が問われなくなったため、指導員の非常勤化が急速に進められています。その上、学童保育指導員には相応しくない雇い止めを、非常勤職員ということで設定する自治体も増えており、とりわけ非常勤職員のみで運営されている自治体では、事業の継続性と安定性に対する不安が広がっています。

学童保育を公設公営で行っている自治体では、「持ち出しが多すぎる」との理由で民間委託を課題としているところも多くなっており、公の施設への民間企業の参入を許す「指定管理者制度」を、学童保育に導入する自治体も増えています。民間委託の是非はともかくとしても、こうした施策変更の動きにおいては財政上の理由ばかりが先行しているのが実態で、学童保育としての中身が保障されるのかが大きな問題となっています。

2006年の4月より、東京都は子育て関連13事業の都加算補助を廃止し、子育て推進交付金に一本化しました。これにより、市町村の間で、また市町村内部の関連事業の間で、一定の金額を分配しあうこととなりました。政策誘導項目に関しては学童保育に手厚くいただいておりますが、ある自治体の学童保育担当者からは、「せっかく児童1人あたり1.65㎡の学童保育所を増やしてポイントを獲得したのに、交付金の増加分は他の分野に回されてしまった」という声も届けられています。制度的に未確立な学童保育事業が市町村任せになり、税金の用途決定の不透明性が増すことに対する不安は解消されていません。

また東京都は、交付金化の直後に学童保育の「ガイドライン」を策定されました。策定の経緯はともかくとして、その内容は是非とも区市町村に徹底していただきたいものが殆どですが、この「ガイドライン」が実効性を持つためにも、東京都自身があるべき学童保育をどう考えているかを明確に示す必要があります。厚生労働省が出した放課後児童クラブガイドラインに比しても、東京都のガイドラインはこの点が不十分と言わざるを得ません。全国的には「学童保育の設置・運営基準」を策定する自治体が急増している今、これまでこの国の学童保育施策をリードしてきた東京都として、独自の「学童保育の設置・運営基準」を策定することが求められています。

2007年4月から「放課後子どもプラン」が実施されました。子どもは、「放課後子どもプラン」創設の発表当初より、学童保育と「放課後子ども教室推進事業」との一体的運営をしないよう求めてまいりました。多摩地域では現在のところ、この一体的運営を推し進める自治体は無いようですが、その方向が消滅したわけではありません。東京都として、二つの事業が目的や役割・機能が違う事業であることと、学童保育を固有の事業として実施すべきことを、この機会に再確認し各区市町村に周知していただく必要を感じています。

以上の状況認識と立場から、三多摩学童保育連絡協議会は当事者として以下要望いたします。東京都におけるレベルの高い学童保育水準は、長らく他道府県の目標となってきました。この地で健やかに育った子どもたちが、現在の東京を、日本を支えている事実思いを致された上、子どもへの要望にご回答くださいますよう切望する次第です。

記

1. 各自治体が学童保育施策を充実できるように「子育て推進交付金」や、学童保育に使える補助金を大幅に増額してください。とりわけ、71名以上の学童保育所に対する国の補助金が廃止される事態が差し迫って、職員配置も変えず施設の増設も無しに、パーティションでいつでも部屋を区切る準備をするだけといったような大規模学童保育所の「分離・分割」がいくつかの自治体で実施あるいは計画されています。大規模学童保育所のきちんとした分離・分割が進むよう財政的な対策を講じて、各自治体に働きかけてください。また、学童保育予算の一般財源化をしないよう、国に対し働きかけてください。同時に、現在の国の補助金単価を大幅に引き上げるよう、国に対し働きかけてください。

2. 学童保育の充実（大規模と待機児の解消、ハンディキャップのある子どもの受け入れ体制の充実、保護者の労働時間と通勤時間を考慮した開所時間の設定、指導員の身分保障と専門性の追求、等々）が図られるよう、1996年3月の『東京都児童健全育成事業検討委員会報告』や、全国学童保育連絡協議会の『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』等を参照して、東京都独自の「学童保育の設置・運営基準」を策定してください。

3. 学童保育と「放課後子ども教室推進事業」とは、役割も目的も機能も違う事業であるというこれまでの東京都の立場を再確認し、区市町村に周知させてください。そして、毎日の継続した生活を保障する学童保育事業を行政の責任で充実させた上で、「放課後子ども教室推進事業」やその他子どもたちが地域で豊かに育つ様々な事業が展開されるよう、東京都としての責任を果たしてください。

4. 情報公開と市民参画を行政手法の根本に置いてください。とりわけ学童保育の現場に関わる制度を改定する場合やプランを新たに策定する場合には、十分な情報公開をした上で、保護者と指導員の意見を聞いてください。

以上